

日本中世朝廷の官司制

殷 捷

本論文は鎌倉・南北朝期を中心に中世朝廷の官司制度とその運営を主に担う地下官人を総体的に把握した上で、中世史における官司制論を構築するものである。中世朝廷の官司制、特に本論文が主な分析対象とする八省以下の諸寮司は少なくとも①中央の諸司官職、②中央の諸司官職から派生した諸司職（務・年預など）、③京都および地方の諸司領という三つの部分からなるものであると考えている。そして、これらの①諸司官職や②諸司職に任じ、③諸司領を支配、知行していたのは貴族官人である。さらに、官司制の形成と展開を考える上で、貴族社会の家格秩序・荘園制・世襲する官人の「家」・治天権力なども当然視野に入れる必要がある。したがって、本論文が打ち出した「官司制」は単なる「官司制度」の言い換えではなく、①②③という主な変数を含んだ一種の複合的システムである。特に②は①と③を架橋するようなもので、鎌倉・南北朝期では一貫して治天が支配していた。その動向に注目することにより、官司研究は権力論などへと昇華する可能性がある。一方、③も中世の官司制を特徴づけ、荘園制や知行国制との比較を可能ならしめるものである。

ところが、先行研究の官司請負制・知行官司制はそれぞれ官司運営の「請負」（官人による官庁の世襲的運営）、「知行」（長官職と長官職知行者の分離）に注目したものの、①②③の相互関係およびそれらをめぐる朝廷社会の状況、治天など上級権力の動向については意識的に議論に組み込むことはしなかった。そのため、官司請負制・知行官司制は鎌倉期以後の朝廷官司の展開と変質を説明する上ではダイナミックさに欠け、不都合な部分もある。しかし、①②③の違いを明確にし、特に②の変化を長いスパンで追うことで、この問題は克服できると考える。また、官司請負制・知行官司制、特に近年の到達点である後者がイメージしている官司研究はあくまで朝廷制度史の一分野に過ぎないが、官司制の展開に荘園制・知行国制や治天権力、幕府などが与えた影響を多角的に検討することにより、官司研究は中世の天皇と国家論、国制史を中心とする中世史の諸分野を横断して議論が可能なものになるのではないかと考える。官司制論を構築する意義の一つはまさにこの点に存する。以下、本論文は全二部十一章から構成されている。

序章では中世朝廷の官司制度研究史と地下官人研究史をそれぞれ整理した上で、「官司制」という概念を提起し、本論文の視角と課題を述べた。

総論「日本中世朝廷の諸司職」は中世朝廷の②諸司職をアプローチとして官司制度について体系的に論じ、かつ官司制度の視点から中世国家・天皇や公武政権といった大きな問題を考えてみたものである。具体的には②の成立と展開、特に諸司務の類型化とその変遷に議論の重点を置いた。

第一部「官司制度の展開と変容」は主に官司運営の構造と歴史的展開を扱う内容である。第一章「中世朝廷の官司制度とその変遷」は中世朝廷社会の変貌の中で官司制度の特質およびその変遷を位置づけようとするものである。主な論点は以下ようになる。第一に、先行研究の官司知行の議論を再検討し、務を単純に官制上の長官と対立する知行者や家の視点に囚われる「家業運営者」として理解すべきではなく、長官も知行者もあくまで務の一形式であり、務の実質は官司の事務を差配、統括する権限であると指摘した。それは古代の「釐務」などにも遡及できる一方、中世では実質的な官司の統括者をも指すようになった。務は職の本質でより根源的であったと考える。そして、こうした務や年預の実質について、鎌倉後期から南北朝期にかけて次第に特定の③諸司領と結びついて一元化・同質化していく傾向が窺える。第二に、従来では官司内部の視点から官司運営や制度などを論じることが多いが、本章ではあえて治天など朝廷意思の決定による影響を重視し、務や年預の変質およびその相互関係の変化がもたらした官司制度の変容を分析した。その結果、年預の独立性ひいては年預知行者の出現、②諸司職の分裂などは治天による関与が大きく影響することが明らかとなった。特に十三世紀中頃の後嵯峨治世期以来、務や年預の補任、相伝を改変することで治天が官司問題に介入するようになった。それは単なる恣意的な行為にとどまらず、同時進行していた③諸司領の再興、経営体制の再建など朝廷主導下の諸司興行と深く関係していたと考えられる。

第二章「中世朝廷の官司下文」はこれまで体系的に検討されてこなかった中世朝廷の官司が発給した下文を中心に、その様式・機能などの基礎的検討をしつつ、そこから見える官司の運営構造や中世朝廷における官司文書の位置づけなどの古文書学の問題を考察しようとするものである。まず、中世朝廷の官司下文を広く蒐集・分析し、様式などからその基本的な区分として官司政所下文と官司長官下文があることを指摘した。実際、両者は様式・機能のみならず、発給原理も異なっており、前者は長官の「宣」によって発給される組織的な下文で、後者は「仰」「下知」の文書化ともいえる官司の補任状、下知状に係譜を連ねる長官が直接発給する個人的な下文である。官司長官下文はおおよそ十二世紀以降の院政期に成立した文書で、その出現と定着自体は官司運営の転換を示している。また、官司政所下文と長官下文の発給有無で、太政官、蔵人所、検非違使庁、八省以下の諸官司などはかなり異なる様相を呈していた。このように、官司下文は中世朝廷の各官司の特質およびその全体像を理解する上で一つの有力な手がかりになると思われる。ところが、必ずしも以上の分類に当てはまらない下文も存在する。官司を知行する「務」の下文、「務」の家司による下文、さらに官司の下僚が発給する下文などがそれである。こうした下文はいずれも「務」の意向により発給されたもので、とりわけ「務」の家司や官司の下僚が出す単独署判の下文は様式的に下文の体裁を取りつつも、実際に書札礼的な要素が加味され、奉書的な側面を有したものといえる。下文と奉書の間取的な形態を取るような文書が誕生するのは、「務」の官位・家格および宛所の身分などが関わるためと思われ、単なる令制長官と区別される「務」の位置づけが示される場所である。その前提として、

官司長官下文の成立に代表されるような、官司長官の「家」への官司業務の収斂、いわば官司における家産制的支配原理の浸透があると考ええる。

第三章「建武政権の官司制度再考」は建武政権の官司制度を再考したものである。建武政権の官司制度に関わる主要な論点を従来のような一括した捉え方ではなく、官司人事の時期と種類に留意しつつ、再検討を試みた。具体的に言えば、元弘三年と建武元年後半の段階差、また実務を担う諸寮司と後醍醐天皇の理想を体現する八省卿などの違いに注意する必要がある。全体として建武期の官司制度は破壊や解体の基調ではなく、むしろ復興の軌道に乗っていたと評価できる。ただし、一方で建武政権は前代の公家政権、後醍醐自身の前期親政期とも一線を画するようなところは少なくない。大規模な人事異動や官司全体の興行構想など前代には確認できない大胆な施策が次々と打ち出されていた。その背景には幕府が倒れて朝廷が単独政権となる軍事的勝利の達成が決定的に重要である。それこそが「天下草創」の持つ意味であり、単なる公家政権と異なった建武政権の軍事的性格が示されるところでもある。

付論一「「公領」としての諸司領」は総論の補足説明になるものである。「公領」という史料用語に注目しながら、その寄進・売買問題から「公領」の分流や武家との関係などを検討し、総論で強調した②諸司務、③諸司領の国家的性格を別の角度で再論してみた。

補論一「「為官択人」と「為人択官」—中世朝廷の政治思想の一断面—」は中世朝廷の関係史料に頻出する「為官択人」の言説をめぐって考えたものである。「為官択人」の背後に潜む中世朝廷社会の任官徳政の問題や人的ネットワークを明らかにしつつ、建武政権の異例な人事を異なる視点から解釈してみた。思想的な面で後醍醐天皇に論及する点では第三章の補論になる。

第二部「地下官人社会と官司制度」は官司運営に深く関わる地下官人社会の変容を扱う内容である。第四章「中世朝廷における地下官人社会の変容と天皇・治天」は中世朝廷社会の支配や官人編成の特質を捉えるべく、朝廷の儀礼・公事などの実務を支える地下官人社会、特に外記・官史・蔵人所出納など「地下六位」を中心に、その変容について論じたものであり、第二部の総論でもある。その際、従来の研究ではあまり検討されてこなかった地下六位の経済基盤の解明および「家」の成立に議論の重点を置くこととした。また、そうした経済基盤の考察を通して地下六位と朝廷・天皇や治天などの関係を再考した。具体的に言えば、中世朝廷あるいは地下官人社会には二つの俸禄が存在していた。まず、これまでほとんど注目されてこなかった天皇と官人間の関係を示す官人領が挙げられる。その対象は官人個人ではなく、官人集団とする点で、朝廷・天皇よりの国家的給付であるといえる。官人領の存在は室町中期まで確認できるが、官人領のみでは地下六位が「家」を形成させることは困難であった。次に、地下六位の所領・所職などはもう一つの俸禄である。鎌倉後期から地下六位が個々の所領・所職を求めるために治天・摂関・幕府など諸権門に依存する傾向が見られる。超権門的・非権門的な官人が個々の「家」を形成させる上で、天皇と官人集団間の関係より権門と官人間の関係は重要となる。その中でも特に治天

と官人間の関係が注目される。治天によって与えられた②諸司職は「家」形成の中核的な家領となりうる一方、官人の継承形態にも少なからず影響を与えたと考えられる。中世国家における官司制度・地下官人の位置づけは必ずしも先行研究のように一義的に天皇の領分あるいは治天の領分とは言えず、官人領と②諸司職に代表されるような二面性があることを指摘した。しかもその関係は静態的なものではなく、流動的で勢力の消長もある。

第五章「中世朝廷における蔵人所出納の変遷」は中世朝廷における地下官人の変遷の具体例として、蔵人所出納を取り上げたものであり、第四章の付論という位置づけにもなる。蔵人所出納は官・外記と並ぶ蔵人方の実務を担う中核的な地下官人であるにもかかわらず、平安後期以降の専論は未だになく、補任類などの整備は地下官人の研究に大きく貢献すると考え、本章ではまず蔵人所出納の補任表、官位表を作成し、それを踏まえた上で、鎌倉期から室町期における蔵人所出納の変遷を四期にわけて「家」の成立、所領・所職の様相、治天・室町殿との関係などの諸問題を具体的に論じた。

第六章「南朝地下官人考」は南朝参仕の地下官人をその構成や背景面から明らかにすることで、南朝の官人編成および南北朝期における地下官人社会の変容などを論じたものである。史料上検出できる南朝方の地下官人を外記局・弁官局・検非違使庁にそれぞれ分けて人物経歴、事績など基礎的事実を確認した上で、彼らを南朝に出奔させた歴史的背景を探ってみた。従来考えられてきた政治の動向とは無縁で権力抗争の影響をも受けない地下官人像ではなく、地下官人社会は貴族社会と同じように内乱の政治的影響を避けることができず、南朝方地下官人の出現は朝廷社会の変貌過程の一齣として捉えられる。

第七章「室町・戦国期の地下官人と諸司職・諸司領」は検非違使堀川家を事例に、室町・戦国期の②諸司職の問題を検討したものである。具体的には堀川家が関わった大蔵省年預・木工寮年預・掃部寮年預・左衛門府年預・右衛門府年預・左近衛府庁頭・右近衛府庁頭を逐一取り上げて、特に右衛門府領をめぐる堀川家と菊亭家の相論を分析することで、②諸司職、③諸司領の実態や禁裏御料所との関係などを考えてみた。

補論二「諸司の古老公人」は中世の文学作品に見える地下官人のイメージから出発し、鎌倉期を中心に諸司の古老公人について、その位置づけを文学的伝統と歴史的背景の両方から若干考えたものである。

終章では各論の結論に基づいて全体を総括した上で、①諸司官職、②諸司職、③諸司領、官人の「家」、治天権力など様々な要素が複雑に関わり合い、長期間にわたって日本中世の朝廷社会を中心に存在、発展した一種の変則的な政治組織あるいは支配体制であり、また社会経済体制でもある官司制の世界を浮かび上がらせた。そして、巨視的に見れば、この世界は遅くとも平安末期の十二世紀後半には成立しており、鎌倉期から南北朝期にかけて、①と②の分離、①・②の内部における階統制の崩壊、②と③の一円化などの変化が起こっていた。また、その過程において、地下官人から上級貴族ないし治天までもが②・③に依存していく。十五世紀初頭には、官司制は一つの転回を迎えており、これ以降は②・③の国家的属性が失われ、それを支配する治天も、中世国家そのものも変質した。

ほとんど関与しなかった鎌倉幕府と異なり、十五世紀以降の室町幕府が②・③を裁可、安堵するようになる事実は以上の変化を示唆している。②・③の一部は戦国期に禁裏御料所として存在したが、排他的なものではなく、幕府の安堵などを常に必要とする。

さて、本論文が特に注目した②の成立（≒①と②の分離）は様々な要素が作用しており、官司制に先行する知行国制の影響、治天権力の改変はさることながら、武家任官というファクターも見逃せない。また、②と③の一円化は同時期に荘園制で起きた変化に通じる一面もある。中世を通じて、建武政権などやや特殊な時期を除外すれば、武家が①に就任したり、在地で③を押領したりすることはあっても、基本的に②を手に入れることはなかった。②は官司制の中核であるとともに、公武の境界線でもあると考えている。

このように、従来の官司請負制・知行官司制は官司制の一部の特徴をよく捉えたものの（前者は官人が①を世襲し、③を知行することに、後者は①長官職と②長官職知行者が分離することにそれぞれ重点が置かれている）、全体を包括できるものではないと考える。

さらに、このような官司制は中世日本にのみ見られるわけではなく、部分的であっても現象面・原理面（職と務の分離、名と実の分離あるいは職事官の散官・階官化、国家的諸司を財源として給付することなど）では中国（北宋官制における「官」と「差遣」の分離）・ビザンツの官制（セクレトンの出現と下賜）に共通するところがあり、世界史的にも位置づけられるものであると指摘した。ここに文明間にも通用する、連続観測できる変数として官司制が重要な意味を持つこととなるのである。